

農産物高温対策支援事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 近年の夏季における気温上昇に伴い、町内農産物の生産量や品質の低下が問題となっている状況を踏まえ、農産物の高温対策として遮光機能を有するネット及びその他町長が認める遮光資材（以下「遮光ネット等」という。）の購入費の一部を予算の範囲内で補助するもの。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（1）町内で耕作している者

（2）確定申告（住民税申告を含むものとする。）において農業で得た収入を計上している者

（3）町税を滞納していない者

2 農業で得た収入があるにもかかわらず確定申告が不要となる者については、農業で得た収入を証するものを提出することを条件に前項第2号の要件を満たす者とみなす。

（補助対象経費及び対象期間）

第3条 令和8年4月1日から令和9年3月12日の期間に購入した遮光ネット等（町内農地等で利用するものに限る。）の購入費とする。

（補助率及び補助額の上限）

第4条 補助率は、遮光ネット等の購入費の2分の1とする。ただし、補助額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助額の上限は、25,000円とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、葉山町農産物高温対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を令和9年3月12日までに町長に提出するものとする。

2 交付申請は対象期間中、1世帯につき1回限りとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、葉山町農産物高温対策支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交

付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、補助金の交付申請等に虚偽の内容の記載等、不正な行為があったと認められる場合、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(暴力団の排除)

第9条 葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「排除対象者」という。）が行う事業等に対しては、補助金を交付しないものとする。

2 町長は、申請者又は交付を受けた者が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して照会を行うことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

葉山町農産物高温対策支援事業補助金交付申請書

年 月 日

葉山町長様

申請者 住所
氏名
連絡先

次のとおり、葉山町農産物高温対策支援事業補助金交付要綱第5条に基づき申請します。

補助申請額 _____ 円

補助額の内訳

品名	購入費	補助率	計 (100円未満端数切捨)
	円	1/2	円

購入費に係る添付資料として、領収書等の購入実績がわかるものを添付してください。(コピー可)

※ 町外在住者は、確定申告書(住民税申告書)の写しも添付してください。

振込指定先

金融機関	銀行・農業協同組合 信用組合・信用金庫								支店・出張所			
預金の種類	普通	・	当座	口座番号								
フリガナ												
口座名義人												

上記補助金の交付決定の手續きに関し、葉山町が保有する私の税情報を担当職員が確認することについて同意します。

氏名 _____

第2号様式

葉山町農産物高温対策支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

葉山町長

年 月 日付けで申請のありました葉山町農産物高温対策支援事業補助金
につきまして、次の金額のとおり交付を決定しましたので通知します。

交付決定額 _____ 円

事務担当は、都市経済部産業振興課 ○○
電話876-1111内線○○○